

地方法人税の創設と住民税の予定申告の経過措置

地方法人税の創設に伴い平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度から法人住民税の法人税割税率が引き下げられています。

◆都民税法人税割の税率表 (東京都主税局)

区分	税率 (%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9 (道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)	16.3 (道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)	17.3 (道府県民税相当分5+市町村民税相当分12.3)	20.7 (道府県民税相当分6+市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6

開始事業年度から適用される法人住民税の法人税割税率は、道府県民税の場合「表+税率 3.2%・制限税率 4.2%(改正前：標準税率 5.0%・制限税率 6.0%)」、市町村民税の場合「標準税率 9.7%・制限税率 12.1%(同 標準税率 12.3%・制限税率 14.7%)」となります。改正前・後の差額 4.4%(道府県民税 1.8%+市町村民税 2.6%)が、地方交付税の原資に充てられます。

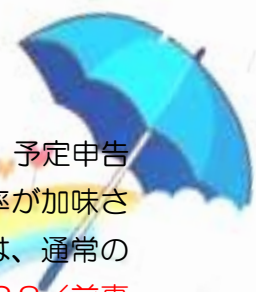
ところで、法人税の中間申告を予定申告で行う場合には税務署から納付すべき法人税額等が記載された予定申告書が送付されますが、地方税の予定申告の場合、自治体で異なるものの、送付される納付書に予定申告額の記載がないこともあります。

予定申告額を計算する場合、新税率が適用される平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度の最初の事業年度の法人住民税の予定申告について経過措置が設けられていることには注意が必要です。

平成 26 年度の地方税法の改正により、法人住民税等の税率が一部変更されており、道府県民税の法人税割の税率(標準税率の場合)であれば、5.0%から「3.2%」から引き下げられています。



法人税と同様に、道府県民税についても中間申告を行う必要があります。予定申告を選択した場合には、「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」によって予定申告額を計算することになっています(地法 53①、法令 8 の 6①)。



この点、平成26年10月1日以後開始事業年度の最初の事業年度の予定申告では、予定申告額が“前事業年度”の法人税割額(法人税額×税率)をベースに計算されるため、新税率が加味されないこととなります。そのため、新税率適用後最初の事業年度の予定申告に限っては、通常の予定申告額の計算式とは異なる措置が設けられており「前事業年度の法人税割額×“3.8/前事業年度の月数」とされています(26年改正地令附則2⑤)。“3.8”は「6か月×新税率3.2%/旧税率5.0%」で求められます。

なお、税率が引き上げられた法人事業税についても経過措置が設けられており、「前事業年度の法人事業税額×7.5(通常は6)/前事業年度の月数」により予定申告額を計算することになっています(26年改正地法附則5③)。

税率改正後初年度の予定申告について

法人税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が設けられています。

平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度の 法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税額の予定申告税額の計算方法

(東京都主税局)

**平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度の
法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法**

経過措置

<法人事業税>

$$\text{前事業年度の法人事業税額 (割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{7.5}$$


<地方法人特別税>

$$\text{前事業年度の地方法人特別税額} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{4}$$

<都民税法人税割>

$$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times \underline{3.8} \div \text{前事業年度の月数}$$

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度のみ計算方法が異なりますので、ご注意ください。



赤字の中小企業に対して外形標準課税を適用する改正案が検討されています

従業員に支払う給与の総額や金融機関に支払う利子の額、資本金などをもとに企業に課税する仕組み。黒字企業が負担する利益への課税と異なり、赤字企業も納める。現在は資本金が1億円を超える企業だけを対象としています。

